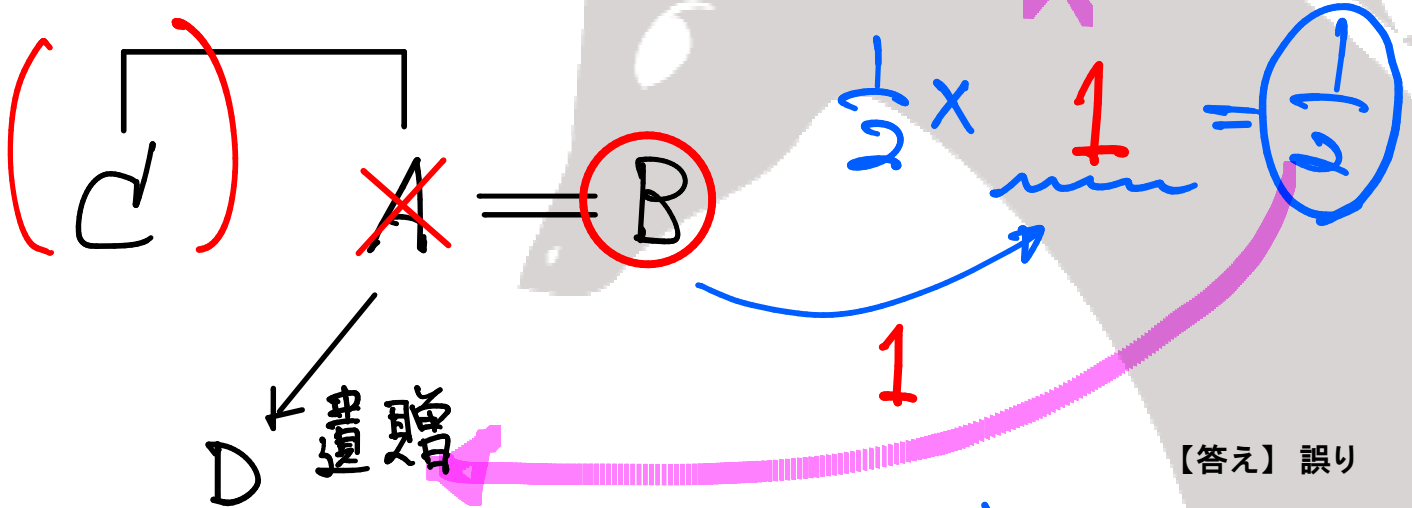


遺留分 H09-10-1 《#377》

【問】正誤をつけよ。

被相続人Aの配偶者BとAの弟Cのみが相続人であり、Aが他人Dに遺産全部を遺贈したとき、  
 Bの遺留分は遺産の8分の3、Cの遺留分は遺産の8分の1である。



【答え】誤り

★兄弟姉妹には遺留分がない

《ポイント1》 遺留分の帰属

1 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける。

遺産

① 直系尊属のみが相続人である場合 3分の1

② 前号に掲げる場合以外の場合 2分の1 (民法 1042 条 1 項)

《ポイント2》 遺留分の割合

2 相続人が数人ある場合には、前項各号に定める割合は、これらにその各自の相続分を乗じた割合とする。(民法 1042 条 2 項)

# ★ 遺留分の計算

★ 1. 兄弟姉妹に遺留分はなし。

↳ 除外



2. 法定相続分 を出す

3.  $\frac{1}{2}$  × (法) = 遺留分  
( $\frac{1}{3}$ )